

報告第1号

専決処分報告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

平成24年6月8日提出

芦屋市長 山中 健

記

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

処分理由

地方税法の一部改正に伴い、急施を要したので専決処分したものを。

専決第1号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

別紙のように、芦屋市市税条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成24年3月31日

芦屋市長 山 中 健

芦屋市条例第24号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例

芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第62条第7項中「第10条の2の11」を「第10条の2の10」に改める。

附則第16条第2項中「，第6項，第16項，第22項から第30項まで，第32項，第35項若しくは第37項」を「，第5項，第14項，第18項から第26項まで，第28項，第30項，第32項若しくは第36項」に改める。

附則第16条の2第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め，同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

附則第17条の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め，同条中「附則第28条の2」を「附則第24条」に改め，第5号を次のように改める。

(5) 負担水準 法附則第17条第8号イ

附則第17条第6号中「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に，「附則第19条の4第5項」を「附則第19条の4第3項」に改め，同条中第9号から第11号までを削り，同条に次の1項を加える。

- 2 附則第25条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に，附則第25条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に，附則第25条第2項，第4項及び第5項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に，附則第25条第4項及び第5項並びに第26条の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに，附則第26条の「農地」とは法附則第17条第1号に，附則第26条の「前

年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第27条並びに附則第28条第1項及び第2項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第28条第1項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

附則第17条の2の見出しを「(平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「平成22年度分」を「平成25年度分」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適用土地」を「平成25年度適用土地」に、「平成22年度類似適用土地」を「平成25年度類似適用土地」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改める。

附則第18条の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は」を削り、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第19条(見出しを含む。)中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第21条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

附則第25条の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は」を削

り、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第26条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第28条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

附則第29条第1項中「第6項」を「第5項」に、「平成18年度から平成20年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「平成21年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第41条の次に次の1条を加える。

第41条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

- (3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園，図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類
- (4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育，図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類
- (5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園，図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあつては，第1号から前号までに掲げるもののほか，当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

附則第42条の次に次の1条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第42条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が，当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には，附則第35条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と，「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と，附則第36条第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と，附則第37条第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と，附則第38条第1項中「第

36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第35条、附則第36条、附則第37条又は附則第38条の規定を適用する。

- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第29条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第43条の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」を「につき震災特例法」に、「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第14条の3及び第14条の3の2の規定の適用については、附則第14条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第14条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の芦屋市市税条例（以下「新条例」という。）附則第43条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正前の芦屋市市税条例（以下「旧条例」という。）附則第18条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項並びに附則第21条第2項及び第4項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。以下「平成24年改正法」という。）附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第18条第2項	前項	附則第18条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第18条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第18条第1項
旧条例附則第21条第2項	前項	附則第21条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第21条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第21条第1項

3 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第24条	第20条又は第21条	第20条若しくは第21条又は芦屋市市税条例の一部を改正する条例（平成24年芦屋市条例第24号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するもの
--------	------------	---

		として読み替えて適用される平成24年改正前の芦屋市市税条例（以下「平成24年改正前の条例」という。）附則第18条第2項若しくは第4項若しくは第21条第2項若しくは第4項
	第19条又は第21条	第19条若しくは第21条又は平成24年改正条例附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第18条第2項若しくは第4項若しくは第21条第2項若しくは第4項
	附則第21条	附則第21条又は平成24年改正条例附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第21条第2項若しくは第4項
附則第29条第1項	から第5項まで	から第5項まで又は平成24年改正条例附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第18条第2項若しくは第4項

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定は、平成24年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成23年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 旧条例附則第25条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項並びに附則第28条第2項及び第4項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第25条第2項	前項	附則第25条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分

	10分の8	10分の9
旧条例附則第25条 第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23 年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25 年度分
	第1項	附則第25条第1項
旧条例附則第28条 第2項	前項	附則第28条第1項
	平成21年度から平成23 年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25 年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第28条 第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23 年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25 年度分
	第1項	附則第28条第1項

3 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第17条第2項	及び第4項	及び第4項並びに芦屋市市税条例の一部を改正する条例（平成24年芦屋市条例第24号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の芦屋市市税条例（以下「平成24年改正前の条例」という。）附則第25条第4項
	附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に	附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、平成24年改正条例附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第25条第2項及び第4項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に
	並びに第26条	並びに第26条並びに平成24年改正条例附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替え

		て適用される平成24年改正前の条例附則第25条第4項及び第28条第4項
	及び第2項	及び第2項並びに平成24年改正条例附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第28条第2項及び第4項

参 照

芦屋市市税条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

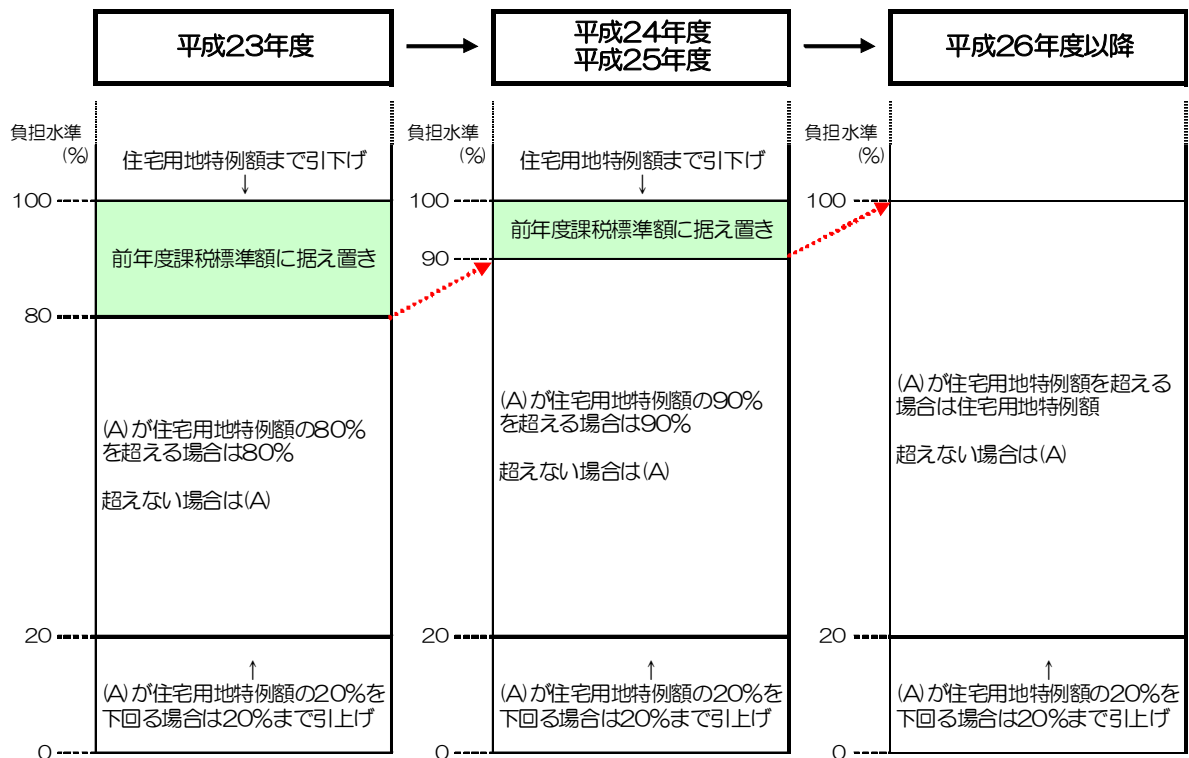
地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行ったもの。

2 改正の内容

(1) 固定資産税及び都市計画税

ア 住宅用地等に係る課税標準額の据置特例を経過的な措置を講じた上で平成26年度に廃止する。(附則第18条, 第21条, 第25条及び第28条並びに改正附則第3条及び第4条関係)

例 (住宅用地の場合)



$$(A) = \text{前年度課税標準額} + \text{住宅用地特例額} \times 5\%$$

※ 住宅用地特例額とは、評価額に次の特例率を乗じた額をいいます。

小規模住宅用地（住宅1戸につき200㎡までの部分） … 1/6

一般住宅用地（小規模住宅用地以外の住宅用地） … 1/3

※ 負担水準とは、次の算式により求めます。

$$\text{負担水準(\%)} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度の評価額又は住宅用地特例額}} \times 100$$

イ 平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税の免税点を判断する課税標準額の算定について、アの住宅用地等に係る課税標準額の据置特例廃止に伴う経過措置と同様の経過措置を講じた。（改正附則第3条関係）

ウ 特例民法法人から移行した一定の一般社団法人又は一般財団法人が平成20年12月1日前から設置している図書館、博物館及び幼稚園の用に供する固定資産について、非課税措置を受けようとする場合の申告手続の規定の整備
(附則第41条の2関係)

※ 特例民法法人とは、公益法人制度改革による新制度への移行期間における公益法人をいいます。

(2) 個人市民税

東日本大震災により居住用家屋が滅失した敷地について、居住用財産の買換えの特例が適用される譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以後7年を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長されたことに伴う規定の整備
(附則第42条の2関係)

※ 居住用財産の買換えの特例とは、買換えに係る譲渡損失の金額について、所得割の計算上、給与所得など他の所得から控除し、控除しきれなかった金額を更に3年間繰り越して控除することができる特例をいいます。

(3) その他所要の規定の整備

3 施行期日

平成24年4月1日